

令和3年4月23日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和3年4月から以下のテーマについて行政評価局調査を実施します。

○ 農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視

近年、多発する大規模自然災害により、道路・河川のほか、農地・農業用施設にも広範囲にわたる甚大な被害が発生している。市町村は、災害復旧に十分な対応ができず、営農再開に支障がみられることから、災害復旧プロセス等について調査し、課題を整理するために実施

○ 生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視

生活困窮者に対して支援をより効果的に届ける観点から、NPOなどの支援団体の活動を含め、生活困窮者の把握や自立支援に係る取組の現状を明らかにするとともに、自立支援対策に関する課題を整理するために実施

(連絡先)

＜農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視＞

総務省行政評価局評価監視官（内閣、総務等担当）

担当：塩見

電話：03-5253-5441（直通）、FAX：03-5253-5436

＜生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視＞

総務省行政評価局評価監視官（厚生労働等担当）

担当：葉柴

電話：03-5253-5453（直通）、FAX：03-5253-5457

＜行政評価局調査全般について＞

総務省行政評価局総務課

担当：中山

電話：03-5253-5407（直通）、FAX：03-5253-5412

農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視

調査の背景

- 近年、多発する大規模自然災害により、道路・河川のほか、農地・農業用施設にも広範囲にわたる甚大な被害が発生
- 市町村は、災害復旧に十分な対応ができず、営農再開に支障



平成29年7月九州北部豪雨による河川と農地の被害状況

災害復旧プロセス等について調査し、課題を整理

農業関連の災害復旧工事完了の状況

(例1) 平成29年7月九州北部豪雨

→福岡県朝倉市34% (令和2年7月4日付け)

(例2) 平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

→広島31%、愛媛34%、岡山74% (令和2年8月2日付け)

出典：日本農業新聞

主要調査項目と調査の視点

1 災害復旧プロセスにおける業務の実施状況

- ICT技術等を活用した被害状況の速やかな把握・報告
- 国庫補助の査定前から工事に着手できる応急仮工事や応急本工事の実施状況
- 査定を受けた後に「重要な計画変更」に係る要件の見直し 等

2 災害対応に備えた平時における取組等の実施状況

- MAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイsteam)による支援状況
- 補助金申請のデジタル化や地域における災害時に備えた事前の合意形成 等

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、農林水産省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

令和3年4月～9月(予定)

生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視

調査の背景

- 失業や病気、家族の介護など様々な理由から、生活困窮に陥る者が存在
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による解雇や雇止めが増え、生活困窮者からの相談、住居確保給付金の申請が増加

○ 地方公共団体は生活困窮者自立支援法等に基づく各種支援に取り組んでいるが、支援を必要とする者の事情に応じた対応が求められる中、国から制度の実施に必要な情報が示されず、試行錯誤の対応との指摘もある。

- 生活困窮者に対して支援をより効果的に届ける観点から、NPOなどの支援団体の活動を含め、生活困窮者の把握や自立支援に係る取組の現状を明らかにするとともに、自立支援対策に関する課題を整理

主要調査項目と調査の視点

1 生活困窮者の把握の状況

- 生活困窮者に関する関係機関の情報共有の仕組み、アウトリーチなどの取組の状況など

2 生活困窮者に対する支援の実施状況

- 生活困窮者の自立支援の体制、関係機関・団体を含む支援の実施状況など

主要調査対象

調査対象機関

厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体

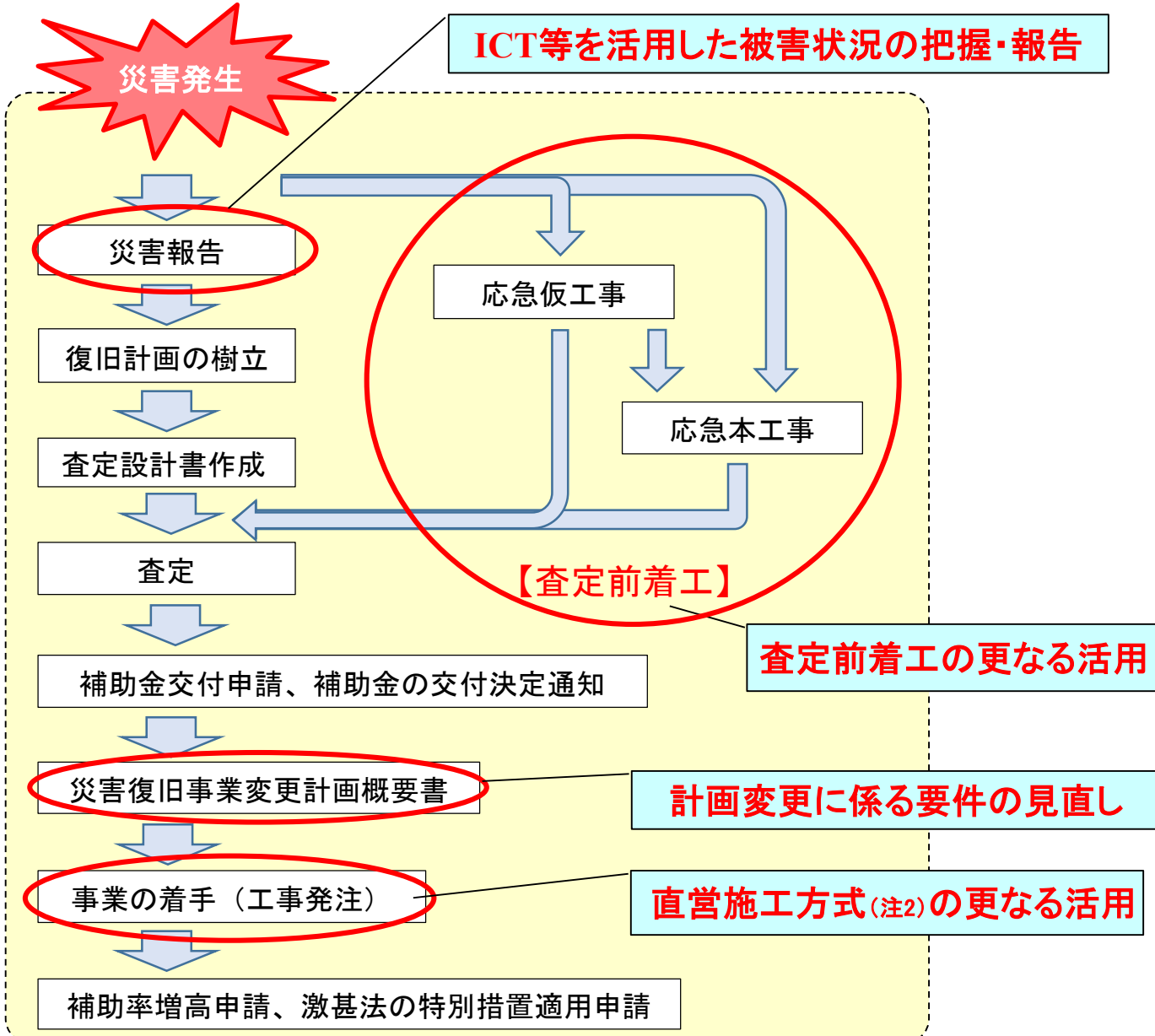
調査実施期間

令和3年4月～4年1月(予定)

参 考 資 料

- 1 農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視・・・1
- 2 生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視・・・・・・・・・・2

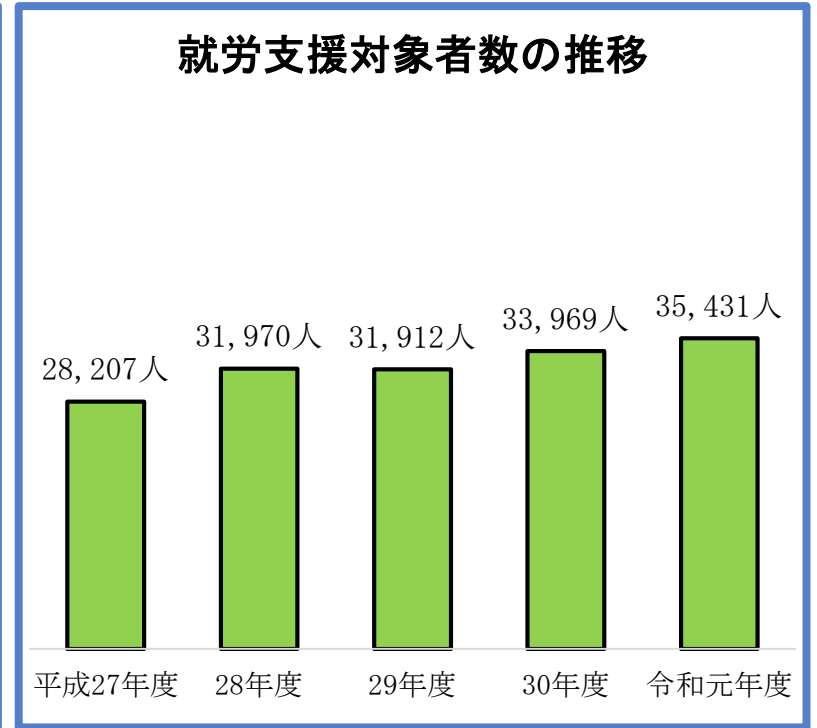
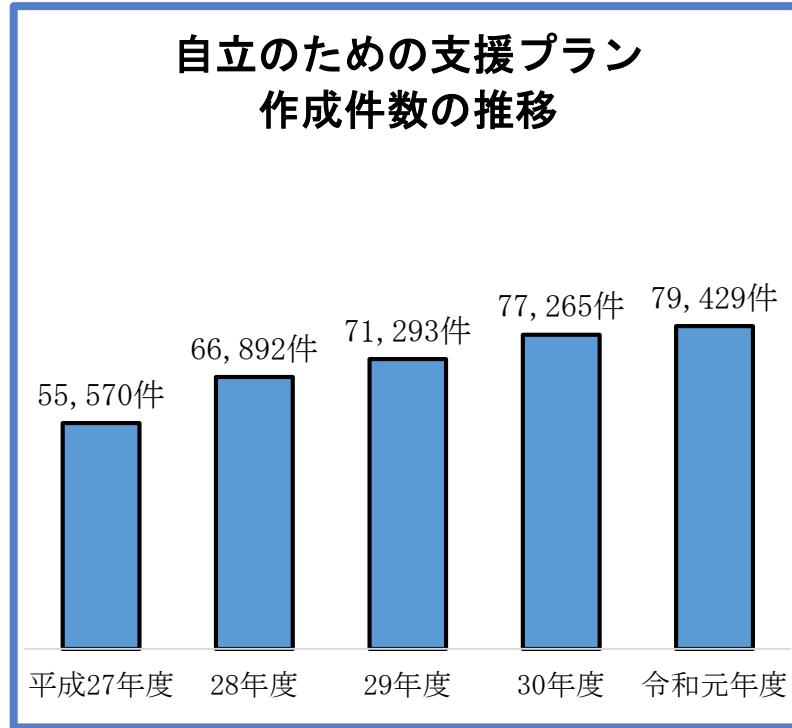
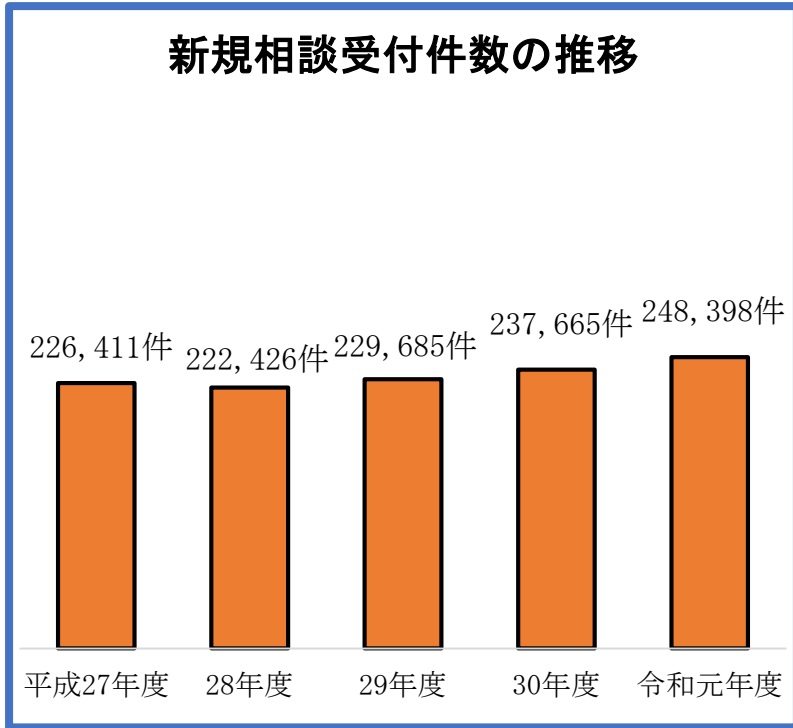
1. 災害復旧プロセス(国庫補助事業)における想定される課題



(注)1 災害復旧のプロセス(想定される課題を除く)は、農林水産省資料を基に、当省において作成した。
 2 災害復旧事業のうち、簡易な作業(土砂撤去等)について、農家・地域住民等の労務提供を受けて、直接工事を実施するもの

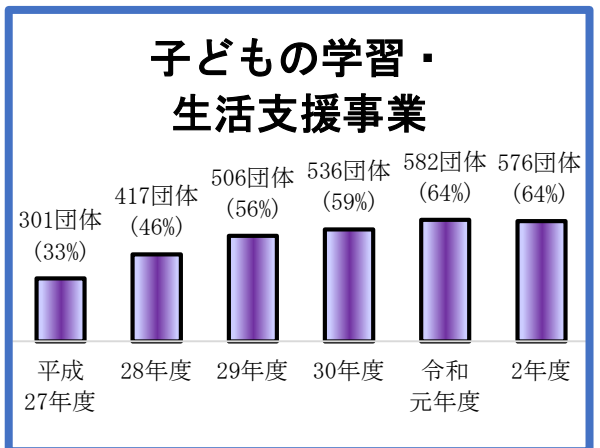
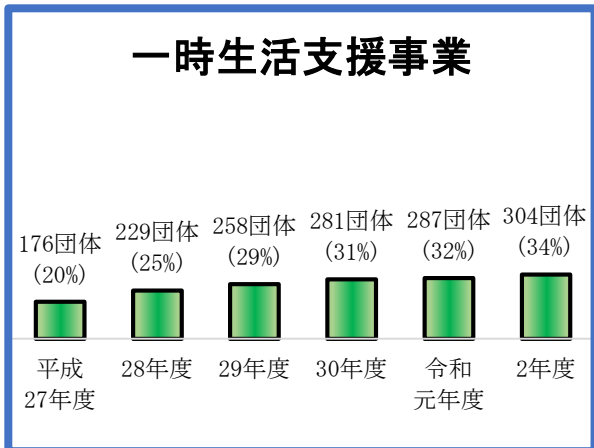
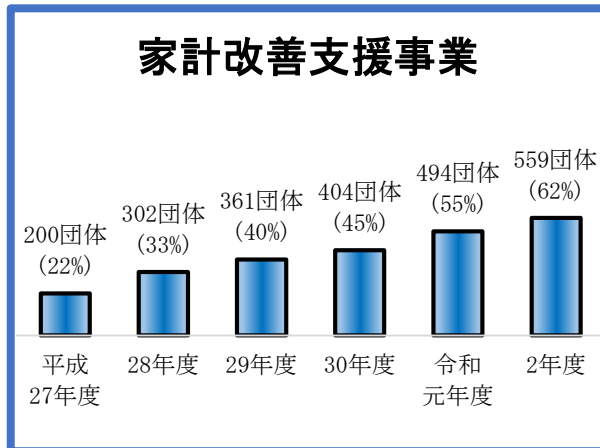
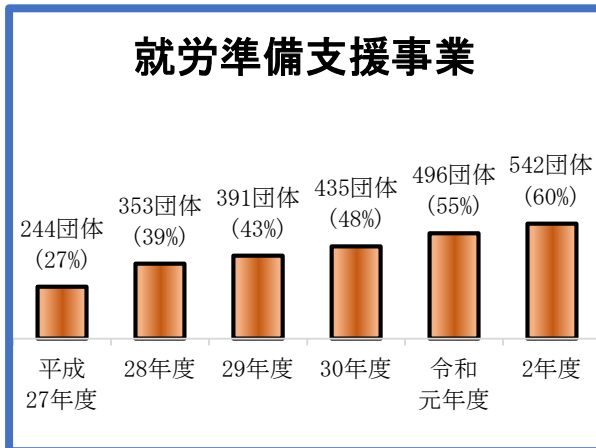
2. 上記プロセス以外で、災害対応に備えた平時における取組等

○人的関係	→MAFF-SATの運用上のルール策定 →各関係団体等との連携や協定の策定
○ICT関係	→補助金申請のデジタル化(システム化)など
○その他	→地域における災害時に備えた事前の合意形成



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成

福祉事務所設置自治体における任意事業の実施団体数(実施率)の推移



(注1) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成

(注2) 令和2年度の数値は、令和2年10月1日時点のもの。福祉事務所設置自治体は、令和3年4月現在907団体